

「ふじさわ障がい者プラン２０３２（仮称）」策定支援業務
公募型プロポーザル実施要領

1 公募型プロポーザル方式採用の理由

「障害者基本法」第１１条の３に基づく市町村における「障がい者計画」、「障害者総合支援法」第８８条に基づく市町村における「障がい福祉計画」及び「児童福祉法」第３３条の２０に基づく市町村における「障がい児福祉計画」の３つの計画を一体とした「ふじさわ障がい者プラン２０３２（仮称）」の策定を実施するにあたり、障がい者本人及びその家族等を対象とした聞き取り調査及び市民対象のアンケート調査を実施し、障がい児者等の詳細な日常生活上の困りごと、施策ニーズ、福祉サービスの利用状況、今後の利用意向及び利用上の問題などを把握するものです。

また、２つの調査結果を基に、現行プランの結果を踏まえ、経年変化の分析を行うとともに、令和８年度に予定する計画策定向けた現状分析と方向性の整理、策定に向けた準備を行います。

多様な障がい特性を理解した専門的知見を必要とする業務であり、障がいを有する人の意見や地域課題を抽出、分析し、本市の施策に具体的な提案やふじさわ障がい者プラン検討委員会へ効果的な支援ができる事業者を選定するために、公募型のプロポーザル方式を採用するものです。

2 委託業務の内容

(１) 委託業務の名称

「ふじさわ障がい者プラン２０３２（仮称）」策定支援業務

(２) 業務の内容

「ふじさわ障がい者プラン２０３２（仮称）」策定支援業務委託仕様書のとおり

(３) 委託契約予定期間

契約締結日から２０２６年（令和８年）３月３１日まで

※本事業について、本契約期間の受託者による実績が良好である場合、契約期間終了後、令和８年度まで年度ごとの更新による契約をする場合があります。

(４) 委託料の上限額

８，５３１，４３５円（消費税及び地方消費税を含む）

本案件は、令和７年度予算が藤沢市議会において議決されることを条件とします。予算が議決されず、成立しなかった場合は、本プロポーザルは無効となる場合があります。なお、その場合においても、事業者は市に対し、参加申込書や企画提案書の提出に当たって負担した費用等について請求できません。

(５) 支払条件

完了時一括払い

3 参加資格

本業務に係るプロポーザルに応募する事業者は、募集開始日から契約締結日までの全期間に渡って、次に掲げる条件をすべて満たす者としてします。

(1) 「かながわ電子入札共同システム」による令和5、6年度競争入札参加資格名簿に登録されている事業者であり、募集開始日以降に藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。

ただし、この要件を満たせない場合（指名停止による場合を除く。）は、参加申込書の提出の際に、次に掲げる書類を提出することで、参加を認めます。なお、書類の提出がない場合、又は書類に不備がある場合は、参加を認めません。

ア 法人の登記事項証明書（参加申込書提出日前3か月以内に取得したもの：写し可）

イ 決算書等（貸借対照表及び損益計算書、又はこれらに代わるもの）の写し（直近1年分）

ウ 次に掲げる納税証明書の写し（滞納等の記録がないもので、参加申込書提出日前3か月以内に発行されたもの。なお、税目が該当していても、その税額が0円、又は課税されない場合は、その旨がわかる証明書が必要となります。）

(ア) 藤沢市内に事業所がある場合

a 法人税、消費税及び地方消費税

提出する決算書等と同じ年度の納税証明書、若しくは未納のないことの証明（納税証明その3の3）

b 法人市民税

提出する決算書等と同じ年度の納税証明書

c 固定資産税（固定資産税がない場合は、無資産証明）

提出する決算書等と同じ年度及び翌年度の納期到来分の納税証明書

(イ) 藤沢市内に事業所がない場合

a 法人税、消費税及び地方消費税

提出する決算書等と同じ年度の納税証明書、若しくは未納のないことの証明（納税証明その3の3）

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

- (4) 藤沢市暴力団排除条例（平成23年12月21日条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団並びに同条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。
- (7) 過去3年間の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰を受けていないこと。
- (8) 令和2年度以降に国又は地方公共団体が発注した、障がい児・者福祉の調査業務及び計画策定業務（支援も含む）若しくは障がい児・者福祉の調査業務及び計画改定業務（支援も含む）の履行実績（履行中を含まない）があること。

4 参加手続き

本プロポーザルに参加を希望する者は「3 参加資格」を確認の上、次のとおり提出してください。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式1）
- ウ 履行実績報告書（様式3）
- エ 「かながわ電子入札共同システム」令和5・6年度競争入札参加資格者認定で藤沢市長から有効期間内の認定を受けていない場合は「3 参加資格（1）」に記載の書類。
- イ 団体概要書、会社案内等

(2) 提出書類の受付期間、提出方法等

- ア 募集期間
 - 2025年（令和7年）3月17日（月）から
 - 2025年（令和7年）3月31日（月）まで＜必着＞
- イ 提出方法及び提出先
 - 事務局へ持参、郵送、又は電子メールで提出すること。
 - 持参、郵送の場合、団体概要書、会社案内等は12部提出すること。
 - また郵送の場合、封筒等の表面に『「ふじさわ障がい者プラン2032（仮称）」策定支援業務公募型プロポーザル参加申込書在中』と朱書きし、「一般書留」「簡易書留」「特定記録郵便」等の配達記録が残るものを指定し、郵送後、受付期間内に電話にて事務局へ必ず連絡すること。
 - 電子メールの場合、件名を『「ふじさわ障がい者プラン2032（仮称）」策定支援業務公募型プロポーザル参加申込書（事業者名）』としてください。送信後は、事務局に電話で必ず受信確認をすること。

- (3) 参加資格の適否通知 参加申込書の提出者すべてに、2025年（令和7年）4月7日（月）までに電子メールにて通知します。

5 質問及び回答

(1) 提出書類

質問書（様式2）

(2) 提出先及び提出方法

事務局へ電子メールにて提出してください。メールタイトルを「プロポーザル質問書」とし、送信後（開庁日の午前9時から午後5時まで）に事務局に電話で到達確認をしてください。なお、回答に対する再質問は受け付けません。

(3) 受付期間

2025年（令和7年）3月17日（月）から

2025年（令和7年）3月31日（月）午後5時まで

(4) 質問への回答

2025年（令和7年）3月17日（月）から4月7日（月）までに、市公式ホームページ上で随時回答します。質問書提出者の事業者名等は非公開とします。

(5) 留意事項

上記以外の方法による質疑は受け付けません。また、他の事業者に関する情報等、事務局が不適当と判断した質疑には回答しません。仕様書等に関する質問の回答は、仕様書等の記載内容の追加又は修正とみなします。

6 提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 提案書

※ 詳細は別紙2「提案書作成要領」参照。

イ 見積書（様式4）

(2) 提出先及び提出方法

正本1部と副本11部を事務局へ持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合は、封筒等の表面に『「ふじさわ障がい者プラン2032（仮称）」策定支援業務公募型プロポーザル提案書在中』と朱書きし「一般書留」「簡易書留」「特定記録郵便」等の配達記録が残るものを指定し、郵送後、受付期間内に電話にて事務局へ必ず連絡してください。

(3) 提出期間

ア 持参の場合

2025年（令和7年）4月1日（火）から

2025年（令和7年）4月21日（月）午前9時から午後5時まで

※ 事前に担当者に連絡のうえ、日時を調整してください。

イ 郵送の場合

2025年（令和7年）4月1日（火）から

2025年（令和7年）4月21日（月）まで＜必着＞

7 プレゼンテーション・ヒアリング審査

（1）実施日時（予定）

2025年（令和7年）5月12日（月）

予備日 2025年（令和7年）5月13日（火）

※ 実施時間等詳細については、個別に連絡します。

（2）実施場所（予定）

藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 本庁舎7階7－1、7－2会議室

※ 予備日は 藤沢市役所 本庁舎3階3－3会議室

（3）時間配分

各事業者おおむね30分間（プレゼンテーションは20分以内、ヒアリングは10分程度）とします。なお、事業者の入れ替え時間、準備時間は含みません。

（4）留意事項

ア 応募事業者数により、日程が変更になる場合があります。

イ 制限時間の到来により、提案途中でも終了とします。

ウ 「6 提案書等の提出」に記載する資料以外にプレゼンテーション用の資料がある場合は事前に事務局までご連絡ください。なお、表紙を除き20ページ以内で作成し、前日までに12部用意してください。

エ パソコンの映写によるパワーポイント等を使用する際は、必要物品の準備と設置・片づけは企画提案事業者が行うものとします。なお、準備・撤収時間はこの時間には含まれません。

オ 備品については、プロジェクター（接続方法：HDMI、USB、VGA）、スクリーン、電源、マイクは、市が用意しますが、その他必要なものがある場合は、企画提案事業者が用意することとします。

カ 当日の説明者は3人以内（本業務を主として担当する者を原則含む）とします。

8 受託事業者の選定方法等

（1）審査及び選定方法

事業者の審査・選定方法については別紙「ふじさわ障がい者プラン2032（仮称）」策定支援業務公募型プロポーザル選定要領」のとおり。

（2）審査基準

別紙「選定基準表」を参照すること。

（3）選定内容確認

本件に係る選定委員会における採点内容の開示については、当該応募者の内容についてのみとし、選定の結果については変更を生じないものとします。

（4）選定結果

選定結果は、２０２５年（令和７年）５月１５日（木）までにプレゼンテーション参加者へ通知します（予定）。

９ 契約の締結

優先交渉権者との協議の後、本業務に関わる契約を市と締結します。

（１）業務委託期間

契約締結日から２０２６年（令和８年）３月３１日まで。

（２）仕様等の決定

仕様等は、選定結果通知後、市と優先交渉権者との協議の上で決定します。

なお、仕様内容の調整が不調となった場合には、第２位優先交渉権者と調整を行います。

１０ スケジュール

事業者選考までの事務手順は次のとおりとします。なお、審査日等の日程が変更になる場合は、事務局から提案事業者に連絡します。

（１）応募日程

ア 実施要領の配布

２０２５年（令和７年）３月１７日（月）から

２０２５年（令和７年）３月３１日（月）まで

※ 実施要領の配布については、障がい者支援課ホームページに掲載します。

イ 質問の受付

２０２５年（令和７年）３月１７日（月）から

２０２５年（令和７年）３月３１日（月）午後５時まで

ウ 質問への回答

２０２５年（令和７年）３月１７日（月）から

２０２５年（令和７年）４月７日（月）まで

エ 参加申込

２０２５年（令和７年）３月１７日（月）から

２０２５年（令和７年）３月３１日（月）まで

オ 提案書等の提出

２０２５年（令和７年）４月１日（火）から

２０２５年（令和７年）４月２１日（月）午後５時まで（必着）

（２）選考日程

ア プレゼンテーション・ヒアリング審査

２０２５年（令和７年）５月１２日（月）（予定）

２０２５年（令和７年）５月１３日（火）（予備日）（予定）

イ 選定結果発表

２０２５年（令和７年）５月１５日（木）（予定）までに結果通知を郵送

します。

ウ 選定内容確認期間

2025年（令和7年）5月15日（木）午前9時から

2025年（令和7年）5月22日（木）午後3時まで

（3）参加資格の適否通知

参加申込書の提出者すべてに、2025年（令和7年）4月7日（月）までに電子メールにて通知します。

1.1 提案者の欠格事由

次のいずれかに該当したものは、失格とします。

- （1）提出物に虚偽の記載があるとき。
- （2）優先交渉権者の選定過程において、本実施要項の「3 参加資格」に掲げる要件を満たさない事業者が提案したとき。
- （3）本実施要領の「2 委託業務の概要（4）委託料の上限額」を超える提案をしたとき。
- （4）必要書類の提出方法、提出先、受付期間に適合しないとき。
- （5）複数の提案書を作成し、提案したとき。
- （6）提案に関して、談合等の不正行為があったとき。
- （7）指示により求めた追加書類及び資料の提出が、指示された期間内に行われなかったとき。
- （8）応募書類に虚偽の記載があったことが判明したとき。
- （9）その他、市が指示した事項及び本募集に関する条件に違反していることが判明したとき。
- （10）その他、市長が不相当と判断するとき。

1.2 留意事項

- （1）応募やプロポーザル審査等の手続きに関して応募者が要する費用は、全て応募者の負担とします。
- （2）提出された書類の返却はしませんので、あらかじめご了承ください。
- （3）提出された書類は、プロポーザル審査以外の目的には使用しません。
- （4）提出された書類の再提出はできません。
- （5）参加申込書提出後に、応募を辞退する場合には、辞退届（任意書式）を持参、簡易書留等による郵送、電子メールにて提出してください。
- （6）得点については、プレゼンテーションに参加した事業者のうち希望者に限り、当該希望者の得点（総合計得点）のみ開示することができるものとします。なお、開示を希望する場合は、「ふじさわ障がい者プラン2032（仮称）」策定支援業務公募型プロポーザル審査結果確認書（様式5）を提出するものとします。
- （7）提出された提案書の著作権は、提案の採否にかかわらず、提案書を提出した

事業者に帰属します。ただし、市が公表等に必要と判断した場合は、無償で使用及び修正する権利を持つものとし、提案書を提出した事業者は著作者人格権を主張し得ないものとします。

なお、提出書類は本業務以外の目的で使用することはありませんが、提案書は「藤沢市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となるため、提出する書類において、法人に関する情報（公開することによって、法人の正当な利益を害するおそれがある情報）に該当するものは、その旨を明記し、該当する部分を明らかにしてください。

- (8) 事業者は、優先交渉権者決定後において、本募集の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。

1.3 事務局（問い合わせ先）

藤沢市 福祉部 障がい者支援課 庶務・介護給付担当 飯沼、伊原

〒251-8601

住所：藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所本庁舎2階

電話：0466-50-3528（直通）

メールアドレス：fj-shogaifu@city.fujisawa.lg.jp

以 上